

共謀罪は

内心の自由を侵害するものか!?

共謀罪とは...

共謀罪とは、犯罪が実際に発生する以前の計画の段階でも、その共謀の行為を罪に問えるというものです。現在わが国では、殺人罪や強盗罪など特に危険性の高い一部の犯罪に限って、その準備(凶器の購入など)を行えば「予備罪」になりますが、「共謀」だけでは罪に当たりません。

「国際組織犯罪防止条約」という国連条約が、平成15年9月に発効しました。この条約は、テロをはじめとする国境を越えた国際的な組織犯罪が増加する中、起こってしまえば大きな被害が予想される重大犯罪を、世界各国が協力して、事前の段階で取り締まろうというものです。

現時点でカナダ・フランス・ロシア・イギリス・アメリカなど119ヶ国が締結していますが、条約では、締結国に「共謀罪」を新たに創設することを義務づけています。

わが国でも、平成15年5月に国会ですでに条約が承認されておりますので、締結に向けて、「共謀罪」を盛り込んだ「組織犯罪処罰法」の改正を緊急に行わなければなりません。外国の捜査当局から、日本で共謀をしている組織犯罪者の引渡しや捜査の協力を依頼されたとしても、わが国に「共謀罪」を取り締まる法律がなければ、各国と連携した対応ができないからです。

また、国際的な犯罪に限らず、国内犯罪の共謀にも適用できるようにすれば、オウム真理教が起こしたサリン事件やオレオレ詐欺のような場合でも、多数の被害者を出す前に、検挙することが可能になります。

何が「共謀罪」に当たるのでしょうか？

「居酒屋で『誰かを殴ってやろう』と相談しただけで逮捕される」。共謀罪について、このような話がまことしやかに語られていますが、これは大きな誤りです。

日本では、心の中で何を考えようと、犯罪を実際に行わなければ罪に問われることはありません。人の内心まで取り締まるとなると、日本国憲法が保障する人権である「思想・良心の自由」や「表現の自由」に触れることになってしまいます。

このようなことがないように、現在、国会ではどのような共謀を罰するかについて、与野党の間で慎重な議論がなされています。

処罰の対象は...？

【政府案】は単に「団体」としていましたが、これでは一般の会社や労働団体・NPOなどの市民団体による正当な活動にも適用されるおそれがあります。そこで【与党案】は、『共同の目的が罪を実行することにある団体』に限定しました。つまり、団体自体が罪を実行する目的で組織され、その意思をメンバーが互いに持ち続けていることが必要となります。これにより、対象を暴力団や外国人犯罪組織・悪徳商法を行う詐欺会社などに絞り込むことができます。【野党案】はさらに明確に、『組織的犯罪集団』としています。

罰せられる共謀とは...？

単に「話し合い」などの共謀だけで、罪に問われるのでしょうか？【政府案】には、共謀以外の具体的な処罰要件がありません。【与党案】は、「共謀」に加え、『犯罪の実行に資する行為』が必要とされています。具体的には、共謀が成立した後に、共謀の段階を超えた別の、犯罪の実行に役立つ行為であり、例えば、ホテルで殺人を実行する共謀をした場合、「犯行現場のホテルの予約」や「現場に向かうための車の手配」などがこれに当たるものと想定されています。【野党案】は、与党案の『資する』の概念では処罰の対象が広すぎるため、『犯罪の予備行為』として、犯罪に密接に関連する「予備」、例えば「凶器の購入」までさらに限定しています。

どのような罪が...？

【政府案】【与党案】はともに、「国際組織犯罪防止条約」に沿った形で『死刑・無期または長期4年以上の懲役・禁錮』といった重大犯罪の共謀を共謀罪の対象としています。これに対し、【野党案】は、『死刑・無期または長期5年を超える懲役・禁錮』を対象とし、政府・与党案の615の罪種に比べ、300種類程度の罪の共謀に絞り込みました。さらに、『性質上国際的な犯罪』と国内犯罪を除外していますが、条約では、共謀の対象となる犯罪に、これらの条件を付けることは許されていません。

いずれの案にしても、条文の拡大解釈によって不当な逮捕が行われるなど、戦前の「治安維持法」のように国家権力が濫用されないようにすることはもちろんですが、厳しい処罰条件によって、犯罪の未然の防止という本来の目的を果たせなくなることがないようにすることが求められています。

おこのぎ八郎さんを支援する会

横浜市神奈川区反町1-7-1

TEL:045(323)6000 FAX:045(323)2974

E-mail: g00833@shugiin.go.jp

<http://www.hachirou.com>